

令和 8 年 第 7 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 8 年 7 月 21 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分
場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員室
出席者 — （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）片山事務局長、花岡事務局次長、新家主幹、吉田主幹兼係長、
菊川係長、赤田主査、山口副主査

（大毛委員長）

それでは、ただいまより第 7 回選挙管理委員会を開会いたします。

本日の案件は 2 つあります。案件 1 は、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告です。案件 2 は、その他となっております。

それでは、案件 1 の報告をお願いいたします。

（赤田主査）

案件 1 について報告いたします。

それでは、案件 1 の主管課長・係長研究会議について報告させていただきます。

7 月 9 日から 10 日にかけて、花岡次長と私、赤田で熊本市にて開催された主管課長・係長研究会議に出席しましたので、その概要をご報告いたします。

まず 1 ページをご覧ください。

提出議題の一覧となっております。本会議は、主管課長及び係長出席のもと、各市が持ち寄った議題について意見交換を行うものです。今回は、ご覧のとおり 1 から 14 までの議題について議論が行われました。

このうち、委員の皆様とも共有すべきと考える議題として、「議題番号 1 なりすまし投票に対する注意喚起」、「議題番号 3 大型商業施設等での期日前投票所の設置状況」、「議題番号 8 当日投票所の統廃合」、「議題番号 9 投票総数が投票者総数を上回った場合の対応」、「議題番号 10 期日前投票所の無線化」の 5 件について、本日も報告いたします。

まず、提出議題 1 の「なりすまし投票に対する注意喚起」についてです。さいたま市から提案がありました。提案理由ですが、「これまで、なりすまし投票に対する注意喚起等を行っていなかったが、昨今のなりすまし投票に関する報道等を受け、今後の実施について検討している」とのことです。

ページ最下部の「さいたま市の状況」をご紹介します。

次のページをご覧ください。

設問①は、なりすまし投票に対する注意喚起等の実施状況です。「実施あり」、「実施なし、今後実施予定なし」、「実施なし、今後実施予定あり」の 3 区分となっております。さいたま市は「実施なし、今後実施予定あり」に該当しています。

設問②は、注意喚起を実施する際、どの媒体で行っているか、または行う予定であるかについてです。さいたま市では、「入場券」、「ホームページ」、「投票所入口での掲示」の3つを検討されています。

設問③は、注意喚起を実施する際の文言についてですが、こちらは後ほどご説明いたします。

設問④は、注意喚起を実施していない、または実施しない理由についてです。さいたま市では、「投票所整理券を封書にて同一世帯分をまとめて郵送しており、選挙人がなりすましの意思なく、世帯員間で取り違えて持参するケースが一定数生じている。そのため、選挙人を萎縮させるおそれがあると考え、積極的な注意喚起は行ってこなかった」とのことでした。

続いて、次ページの表をご覧ください。名古屋市と本市の回答をご紹介します。

まず名古屋市では、注意喚起を実施しており、入場券、ホームページ、投票所入口などで掲示されています。

注意喚起の文言ですが、右から2列目の欄に記載されており、投票入場券への記載内容として、「選挙人のお知らせは、本人以外の方は使用できません。他人になりすまして投票を行う行為は違法行為にあたりますので、ご注意ください。」とされています。

続いて本市ですが、注意喚起は実施しておりません。その理由として、一番右の欄に記載のとおり、「投票所での本人確認の運用により防止可能であるため、あえて特別な注意喚起を行う必要性は低いと考えている」としております。

なお、20市中、名古屋市を含む10市が実施または実施予定と回答し、本市を含む10市が実施なし、予定なしと回答しており、各市で考え方が分かれる状況となっていました。

7ページをご覧ください。

提出議題3「大型商業施設等での期日前投票所の設置状況」についてです。

提案理由ですが、岡山市では、投票の利便性及び投票率向上を目的として大型商業施設に期日前投票所を設置している一方、解散による衆議院議員総選挙では会場確保が困難であること、また設置・運営に伴う職員負担や事務従事者の確保が課題であることから、各市の設置状況や運営方法について照会したものです。

次ページをご覧ください。

直営の京都市、全体的に委託している広島市、一部委託の本市を例にご紹介します。

まず京都市ですが、イオンモール京都五条の協力を得て実施されています。前回衆議院議員総選挙でも実施されており、借上日数については記載のとおりです。

委託の有無については職員による直営としており、費用は、会場借用料が無償、回線使用料のみで約18万円とのことでした。

続いて広島市ですが、駅地下広場及びイオンモール広島祇園の2か所で実施されています。

一般競争入札により、設営、人員配置、運営までを委託しており、令和7年参議院議員通常選挙での費用は約1,494万円とのことでした。

最後に本市ですが、前回衆議院議員総選挙では準備期間が不足していたため実施していませんが、令和7年参議院議員通常選挙ではイオンモール堺北花田で実施しました。

運營業務のうち、定型的・補助的な業務について委託しており、来場者対応・誘導業務、受付業務、投票用紙交付業務、事務補助・投票箱周辺業務などを委託しております。費用は、会場賃借料22,000円、委託料等が1,846,855円でした。

29 ページをご覧ください。

提出議題8「当日投票所の統廃合」についてです。提案理由ですが、投票所利用者が100人未満の投票所があり、効率化や経費削減のため統廃合を検討しているものの、高齢者への影響や地域住民の理解が課題となっていることから、先行事例を照会したものです。

次ページをご覧ください。

統廃合事例のあった3市、新潟市、京都市、北九州市の概要をご紹介します。

まず、統廃合の提案から決定までの期間についてですが、地域関係者との協議・説明を行い、その後、選挙管理委員や議員への説明、さらには各選挙での周知を経て実施しており、概ね1年から2年程度を要していました。

また、投票率低下への対策として、山間部など移動負担の大きい地域では、借上タクシーを往復運行している事例もありました。さらに、地域住民への周知については、回覧板、チラシ、ホームページなどを活用していたとのことです。

なお、人口減少に伴い、立会人や従事者の確保が困難となったことから、地域側から統廃合の要望が出され、実施に至った事例も紹介されていました。

31 ページをご覧ください。

提出議題9「投票総数が投票者総数を上回った場合の対応」についてです。

提案理由ですが、投票総数が投票者総数を上回った際の確認手順や、その後の対応について各市の事例を照会したものです。

次ページをご覧ください。

川崎市、京都市、本市の回答を掲載しております。

内容としては基本的な対応ではありますが、いずれの市においても、まず投票用紙の再計数を行い、その上で報告数や集計結果を改めて確認することとしていました。また、各市とも事前準備や確認体制を徹底することで、こうした数値の齟齬が発生しないよう努めているとのことでした。

34 ページをご覧ください。

提出議題10「期日前投票所の無線化」についてです。

提案理由ですが、期日前投票所を駅や商業施設など利便性の高い場所へ設置するニーズが高まる中、有線ネットワークの確保やセキュリティ対応が課題となっていることから、無線ネットワーク活用事例について照会したものです。

次ページをご覧ください。

本市では、セキュリティ確保の観点から有線ネットワークを使用しています。

一方で、期日前投票所の一部を無線ネットワークで運用している仙台市、千葉市、新潟市の3市の事例が掲載されています。ネットワークの種別や接続方法の説明は割愛し、無線通信が利用できなくなった場合の対応についてご紹介します。

まず仙台市ですが、区選管へ電話連絡し、区選管側のシステムで受付処理を行うとのことです。

次に千葉市ですが、紙の選挙人名簿へ切り替えて受付を行うとのことです。

続いて新潟市ですが、市選管へ電話連絡し、市選管側のシステムで受付処理を行うとのことです。

本市においても、今後無線ネットワークを活用した期日前投票所を検討する際の参考となる事例であると考えられます。

以上、主管課長・係長研究会議において共有された主な5議題についてご報告いたしました。

説明は以上です。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(池西委員)

議題番号1「なりすまし投票」についての質問です。

入場整理券が届いた段階では、本資料にも記載されているように、家族の入場整理券を誤って持参されるケースは、どこの投票所でも一定程度発生しているものと思われます。

しかしながら、問題となるのは、悪意を持ってなりすまし投票を行おうとするケースです。特に、入場整理券が未着である場合には、本人の氏名及び生年月日を把握していれば、なりすまし投票が可能であるようにも思われます。

これまでそのような事例はなかったのかもしれませんが、仮に本人が後日投票所を訪れても、「既に投票済みです」と告げられ、そのまま帰宅し、結果として事案化しないケースも考えられます。

また、なりすまし投票は公職選挙法上の詐偽投票に該当し、刑事罰の対象となることあまり知られていません。そのため、悪ふざけや興味本位でなりすまし投票を行う事例も起こり得るのではないかと思います。

こうした行為が犯罪であることについて注意喚起を行う必要性はあるように思いますが、一方で、過度な周知は投票率に影響を与える可能性もあり、難しい側面があると考えます。

詐偽投票が犯罪であることを知らない方は少なくないと思われるので、選挙の公

平性を確保する観点からも、一定の周知は必要ではないかと考えます。この点について、実務を担当されている皆様のお考えをお聞かせください。

(新家主幹)

堺市においては、基本的にそのような事例は確認されておりません。

そのような状況の中で、あえて広く周知・啓発を行うことが本当に必要なのかという問題があると考えています。

(池西委員)

なるほど、そういうことですね。

実際、半数程度の自治体では特段の対応を行っていないという状況も理解できます。

(新家主幹)

なりすまし投票が犯罪であることを周知することで、かえってそのような行為を助長する可能性も考えられます。

仮にそのような事例が発生した場合には、当然ながら注意喚起は必要になると思いますが、現時点では幸いにも事例が確認されておりません。

(大毛委員長)

適切な管理がなされているからこそ、そのような事例が発生していないのでしょう。大変素晴らしいことだと思います。

他にご質問はございませんか。

(池西委員)

投票総数が投票者総数を上回る事例は、他の自治体でも発生しているのですね。

堺市においても、先般の参議院議員通常選挙で、投票総数が投票者総数を上回る事案がありました。再点検の結果、選挙録の記載誤りであったことが判明しましたが、原因究明には相当の時間を要したと記憶しています。

今回の提案市では「持ち帰りマイナス票」として処理したとのことですが、そのような処理は実際にあり得るのでしょうか。

(新家主幹)

表現上、そのように記載せざるを得ないという事情があります。

例えば、投票用紙を何度数えても 1,000 枚であるにもかかわらず、名簿対照済みの入場整理券を数えると 999 枚しかない場合などです。つまり、投票用紙の枚数の方が多い状況です。

考えられる原因としては、投票所において誤って投票用紙を2枚交付してしまったケースや、受付時の確認が不十分であったケースなどが挙げられます。そのまま開票所まで持ち込まれる可能性もあります。

堺市においても、数年前の衆議院議員総選挙で同様の事例がありましたが、大阪府からは「持ち帰りマイナス1票として処理するように」との指示があり、そのように対応しました。

原因としては今申し上げたようなものが考えられますが、最終的な特定は困難です。

(池西委員)

現在、投票用紙は交付機から発行されていますが、ボタンを一度押して2枚出てくることはあるのでしょうか。

(花岡次長)

湿度が高い場合などには、投票用紙同士が付着して複数枚出てくる可能性があります。そのため、投票用紙を機械にセットする際には、十分に紙をさばいてから投入するよう指導しております。

(池西委員)

通常であれば、善意の有権者は「1枚多い」と申し出て返却してくださると思います。しかしながら、中には2枚受け取ったまま2枚とも記入する方がいるかもしれません。投票者総数より投票総数が少ない場合は、持ち帰り票として比較的整理しやすいと思いますが、逆の場合は原因の特定が難しく、確認作業も大変だと思います。

(大毛委員長)

投票用紙は、交付機から出てきたものを担当者が受け取り、有権者へ手渡していますので、本来であれば二重確認が機能しています。

しかし、仮に直接有権者が受け取る仕組みであれば、2枚出てきた場合にそのまま受け取り、2枚とも記入して投票すること考えられます。そのような場合、帳票との整合が取れなくなり、開票作業に大きな支障をきたします。

特に懸念されるのは、市職員や受付業務受託者が不適切な対応を行った場合です。もちろん、十分な注意喚起がなされているものと思いますが、選挙結果の公表遅延にもつながりかねません。

大変ご苦勞の多い業務ではありますが、引き続きよろしくお願いいたします。

他にご質問はございませんか。

(西委員)

投票総数と投票者総数の数字が一致しない場合は、どちらを優先されるのでしょうか。

(菊川係長)

実際に投票箱に投函された投票用紙の数を優先しております。

(西委員)

承知しました。

もう一点確認ですが、本人確認においては、生年月日及び氏名だけでなく、性別や年齢についても確認が必要だと思います。

また、従事者がどの程度責任感を持って業務に当たっているかも重要だと考えます。

従来は、地域事情に精通したベテランの方々が従事しており、一定のチェック機能が働いていました。しかし、そのような方々は徐々に減少している一方で、南区や北区などでは人口移動が活発化し、自治会未加入者も増加しています。

こうした状況を踏まえた従事者への研修はどのように実施されているのでしょうか。

(花岡次長)

各投票所において、管理者から受付方法について必ず徹底した指導を行っています。先ほどご指摘のあったように、家族の入場整理券を誤って持参されるケースがあることについては、事前に受付担当者へ周知しています。

入場整理券には男性が「1」、女性が「2」と表示されておりますので、その確認を行いながら対応しています。

誤りが判明した場合には、その場で本人分の入場整理券を再発行して投票していただくとともに、ご家族の入場整理券については本人へお渡しいただき、投票所へ来場されるよう案内することを研修時に伝えています。

(西委員)

承知しました、引き続き研修のマニュアル化を進めていただきたいと思います。

ミスやトラブルを減らすことで、円滑な事務執行や経費削減にもつながりますので、よろしくお願いいたします。

また、堺市で最も有権者数の少ない投票所はどこでしょうか。

(菊川係長)

先月の定時登録時点では、美原第 16 投票区の府営美原南余部住宅集会所で、有権者数は 752 人となっています。

(裏山委員長代理)

投票区統合の基準はあるのでしょうか。

(新家主幹)

いいえ、明確な統合基準は設けておりません。各自治体の判断に委ねられています。

(裏山委員長代理)

期日前投票所の通信環境に関する件ですが、堺市では区役所以外ではイオンのみで実施されていたと認識しています。その際は無線ではなく、有線回線を利用したということでしょう。

(花岡次長)

はい、イオンについては有線回線を使用しました。

(裏山委員長代理)

将来的に期日前投票所を増設する場合、場所や設備の課題はありますが、堺市としては通信を無線化して運用することも考えられるのでしょうか。

(花岡次長)

ICT 部門との協議を踏まえながら検討していくことになります。

(裏山委員長代理)

それは、期日前投票所を増設するための一つの要件になり得るという理解でよろしいでしょうか。

(花岡次長)

はい、そのように考えています。

(裏山委員長代理)

有線回線の設置が困難な場所では有効な手段になるということですね。

(花岡次長)

そのとおりです。

利便性の高い場所で多くの来場者が見込まれるにもかかわらず、有線回線がないために設置できないという状況は非常にもったいないと考えています。

そのような場合には、無線による運用も可能となるよう ICT 部門と協議してまいり

たいと考えています。

(裏山委員長代理)

もっとも、そもそも期日前投票所を増設するかどうかという問題もありますが。

(花岡次長)

その点につきましては、各区役所との協議を踏まえて判断していくことになります。

(裏山委員長代理)

前回の参議院議員通常選挙では、一定の効果があつたとの見方が大勢を占めていました。そうであるならば、今後は特に面積の広い区などにおいて、さらに設置箇所を増やすことも検討すべきではないかと思います。

また、先ほどの説明では、京都市、広島市、堺市の委託費に大きな差がありましたが、その理由は何でしょうか。

(片山事務局長)

京都市は直営で運営していますが、広島市は全体的に委託しているため、費用面で大きな差が生じています。

(花岡次長)

広島市では各区ごとの投票ブースや投票箱を設置し、どの区の有権者でも投票できる形で運営しているため、委託費用が高くなっています。

一方、堺市では北区のみを対象としていました。

岡山市も複数区に対応した方式でイオンに設置しており、その場合は区ごとに投票箱が必要となります。そのため、運営費用が増加する要因となっています。

(裏山委員長代理)

仮に施設を無償で借りられたとしても、そのような運営形態では人件費や設備費が必要となります。

経費節減との兼ね合いもあり、投票率向上策との両立は難しい面がありますね。

(大毛委員長)

投票率向上のため期日前投票を重視していくと、投票日そのものの意義が薄れてしまうという問題があります。

本来、期日前投票は投票日に投票できない事情がある方のための制度でした。しかし現在では、多くの方が当然のように期日前投票を利用しています。その結果、投票

日を設ける意味自体が問われる状況になっているようにも感じます。

今後は、期日前投票を積極的に推進していくのか、それとも投票日投票を重視していくのかについて、選挙管理委員会として統一した考え方を持ちながら対応していく必要があると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

(花岡次長)

ご指摘のとおり、一定の矛盾を抱えている面はあります。

現在、全国的には期日前投票所が増加する一方で、当日投票所は減少傾向にあります。

ただし、公職選挙法上は現在もなお当日投票が原則であり、期日前投票は例外的制度であるという位置付けに変わりはありません。そのため、法律上の説明を求められた場合には、そのように回答することになります。一方で、有権者の利便性を考えると、投票期間が長い期日前投票所の利用は今後も増加していくものと考えています。

(大毛委員長)

その点が非常に難しいところです。

法律上の説明としてはそれでよいのですが、堺市としてどのような方向性を持つのかと問われた場合には、それだけでは十分な答えになりません。

期日前投票の推進と投票日投票の原則との間には一定の矛盾がありますので、我々としても統一見解を持つておく必要があります。

また、法律を重視した制度運営については、国会議員にも十分に議論していただく必要があると思います。

他に質問はありますか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件1については、了といたします。

次に、その他案件の報告をお願いします。

(花岡次長)

その他案件はございません。

(大毛委員長)

それでは、これをもちまして、第7回選挙管理委員会を閉会いたします。